

令和7年度 富士このみスタイル地域価値創造プロジェクト支援業務委託
仕様書

1 業務名

令和7年度 富士このみスタイル地域価値創造プロジェクト支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、本市が移住定住応援企画「富士このみスタイル」と称し推進する、移住定住者の受け皿づくり事業の一環として、地域外の感性や視点を有する移住者や、地域貢献に関心を持つ有志の参加者たちとともに、本市固有のモノ・コトや地域資源を題材に、それらを本市の新たな魅力として磨き上げ、地域の稼ぐ力の向上につなげることを目的とする「地域価値創造プロジェクト」を立ち上げ、その実行を支援することを目的とする。

3 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

4 業務内容

本業務内容は、次のとおりである。

(1) 地域価値創造プロジェクト会議の開催

移住者や市民、事業者と協働し、本市の新しい価値を創造することを目的としたプロジェクトを立案するため、地域価値創造プロジェクト会議を開催する。

プロジェクト会議では、参加者のスキルや意欲を考慮し、マーケティング等に関する座学等を取り入れるとともに、参加者の主体性を育み、チャレンジする機運を醸成することができるよう開催手法を工夫するものとする。

(2) ロードマップの作成

プロジェクト会議参加者の自由な発想を尊重し、地域価値創造プロジェクトを将来的に民間主体で推進するための課題や目標を洗い出し、地域価値創造のストーリー付け、実現に向けたロードマップを作成する。

ロードマップの作成においては、プロジェクトの連携パートナーとして市内事業所とのマッチングを支援するとともに、マーケティング、資金調達などプロジェクト実行に必要な事項の検討も含むものとする。また、概ね3年間でプロジェクトが自走することを目標とする。

(3) プロジェクトの実行

ロードマップの初年度計画に位置付けたプロジェクト構成事業の実行を支援する。実行に当たっては、プロジェクトリーダーを定めるほか、コーディネーター役として専門家を派遣し、助言・援助を行うなど、地域価値創造プロジェクトを総合的に支援する。

5 業務実施報告書

- (1) 業務実施報告書 1 部（本仕様書の項目に沿ってファイル 1 冊にまとめる）
- (2) 上記 5 の制作物及び 6 (1) の電子データを記録した電子媒体 1 部

6 業務委託料

本委託料の支払いに当たっては、令和 7 年 8 月に 1,000,000 円を概算払いし、契約期間終了後に契約額の残額を支払うものとする。

7 特記事項

- (1) 本委託料には、講師料、託児料、運営補助者への謝礼など事業実施に係る全ての費用を含むものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、必要に応じて専門家、学識経験者等に助言を求めることができるものとし、それに係る経費は本委託料に含むこととする。
- (3) 受託者は、本業務の履行に当たり個人情報の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (4) 本業務に関する著作権は、委託者に帰属すること。ただし、受託者が従来から有していた権利等については、受託者に留保することができる。
- (5) 本業務にて第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。
- (6) 本業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。
- (7) 本業務で受託者が撮影した写真等は、本業務以外で委託者が作成する広報制作物等において二次利用できるものとする。
- (8) 受託者は、本業務の履行にあたり、本市が作成した「富士このみスタイル」の名称、ロゴマークを使用することができるものとする。

8 疑義

本仕様書において疑義が生じた場合、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。ただし、本仕様書に明記されていない事項で、当然必要と考えられるものについては、受託者の責任において施行するものとする。